

福島県カーボンニュートラル推進本部設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 本県における 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）を総合的かつ横断的に推進するため、福島県カーボンニュートラル推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（構成）

第 2 条 推進本部は、別表第 1 に掲げる者をもって組織する。

- 2 推進本部に、本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は知事、副本部長は副知事をもってこれに充てる。

（所掌事務）

第 3 条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 福島県地球温暖化対策推進計画の決定及び進行管理に関すること
- (2) 福島県気候変動適応計画の決定及び進行管理に関すること
- (3) ふくしまエコオフィス実践計画の決定及び進行管理に関すること
- (4) その他カーボンニュートラル推進に係る重要事項に関すること

（本部会議）

第 4 条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、第 2 条に掲げる以外の者を本部会議に招集することができる。

（調整会議）

第 5 条 本部会議の運営を円滑に行うため、推進本部にカーボンニュートラル推進調整会議（以下「調整会議」という。）を置く。

- 2 調整会議は、別表第 2 に掲げる者をもって構成する。
- 3 調整会議に議長を置き、カーボンニュートラル推進監の職にある者をもって充てる。
- 4 調整会議は、議長が招集する。
- 5 議長が必要と認めるときは、第 2 項に掲げる以外の者を調整会議に招集することができる。

(部会)

第6条 重要事項を部局横断で推進するため、推進本部に次に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を検討する。

- (1) 緩和策推進部会 温室効果ガスの排出削減対策の推進に関すること
- (2) 適応策推進部会 気候変動の影響による被害の回避・軽減対策の推進に関すること
- (3) 県庁率先実行部会 県自らが一事業者として率先して取り組む脱炭素化の対策に関すること

2 各部会の構成員及び部会長は、調整会議構成員の推薦に基づき、調整会議の議長が指名する。

3 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

4 部会長は、部会における検討結果を調整会議に報告する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、環境共生課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(ふくしま地球温暖化対策推進本部設置要綱等の廃止)

2 ふくしま地球温暖化対策推進本部設置要綱及び環境・エネルギー施策推進庁内連絡会議設置要綱は廃止する。

別表第1（第2条関係）

知事
副知事
総務部長
危機管理部長
企画調整部長
生活環境部長
保健福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
土木部長
出納局長
企業局長
風評・風化戦略担当理事
原子力損害対策担当理事
避難地域復興局長
文化スポーツ局長
こども未来局長
観光交流局長
病院局長
教育長
警察本部長
議会事務局長
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
県北地方振興局長

別表第2（第5条関係）

カーボンニュートラル推進監
総務課長
危機管理課長
企画調整課長
エネルギー課長
生活環境総務課長
環境共生課長
保健福祉総務課長
商工総務課長
経営金融課長
次世代産業課長
農林総務課長
農林企画課長
土木総務課長
土木企画課長
出納総務課長
企業総務課長
病院経営課長
教育総務課長
警察本部警務課長